

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 25 年 5 月 10 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成 30 年 1 月 16 日付けで山形県知事から通知があった。

平成 30 年 2 月 9 日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
 山形県監査委員 鈴 木 孝  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
教育庁総務課	<p>（学校に関する将来計画の策定）                      現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。</p> <p>文部科学省における「老朽化対策検討特別部会」での検討結果を参考としつつ、高等学校の校舎等についても老朽化への対応の方向性を明らかにする必要がある。</p>	<p>平成 26 年 12 月策定の「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」及び平成 27 年 10 月策定の「山形県県有建物長寿命化指針」を踏まえ、平成 32 年度までに学校施設の個別施設計画を策定し、その中で、県立学校施設の老朽化への対応の方向性を示すこととした。</p> <p>上記の方向性について、平成 28 年度山形県県有財産総合管理推進本部会議にて承認された。</p>